市役所への問合先

- □本 庁 生 活 環 境 課☎24 1111
- □生活環境課吉田分室☎52 4389
- □吉田支所福祉環境係☎49 7095
- □三間支所福祉環境係☎58 3311内線5715
- □津島支所福祉環境係☎32 2721内線5921



ENVIRONMENTAL INFORMATION

資源物の拠点回収

市では、廃食用油(植物性)、飲料用紙パック、蛍光管(水銀入り体温計・温度計を含む)、小型家電(家電リサイクル法対象品目を除く)、乾電池(ボタン電池を含む)を拠点回収し、リサイクルしています。 最寄りの回収場所を確認し、資源物などのリサイクルに協力ください。

■拠点回収容器設置場所一覧

	設置場所	廃食 用油	飲料用 紙パック	蛍光管	乾電池	小型 家電
	市役所(本庁)	0	0	0	0	0
	宇和海支所	0	-	0	0	0
	各公民館(九島・島しょ 部を除く)	0	0	0	0	0
宇	平浦・保田集会所	\circ	_	-	_	-
和島	番城福祉会館	0	0	0	0	-
局	中央図書館	0	-	0	0	0
	勤労青少年ホーム	-	-	0	-	-
	九島公民館	-	0	-	0	0
	九島地区(JA蛤および 九島支所・離島センター)	-	_	0	-	-
吉	吉田支所	\circ	0	0	0	0
田	各公民館	0	0	0	0	0
	三間支所	0	0	-	0	0
三間	三間公民館	-	0	-	-	0
	三間町老人憩の家	0	-	-	-	-
	三間町保健福祉センター 前車庫	0	-	0	0	-
津	津島支所	0	0	0	0	0
島	各公民館	0	0	0	0	0

【注意事項】

- ▶資源物の拠点回収は、家庭ごみが対象です。事業ごみは排出者の責任で適正に処理してください。拠点回収に出すことはできません。
- ▷動物性油脂(ラードなど)や機械用油 は対象外です。
- ▷飲料用紙パックは洗って開いたあと、 乾燥させてから出してください。 パックの内側がアルミ箔のものは対 象外ですので、燃えるごみで出して ください。
- ▷割れた蛍光管は紙に包んで「キケン」 などと表示し、燃えないごみで出し てください。
- ▷小型家電回収ボックス(こでんばこ) の投入□の大きさは縦 15 cm×横 25 cmです。入らないものは、生活環境 課または各支所福祉環境係窓□まで お持ちください。

窓口で回収できる大きさの目安は、市指定ごみ袋(大)に入る大きさまでです。これより大きなものは粗大ごみとして処分してください。

【問合先】生活環境課☎内線2272・2229

【鶴島公民館・市役所】 古紙回収(雨の場合でも実施) ※ひもで十文字にしばって出してください。

鶴島公民館と市役所でも、古紙回収をしています。近くに古紙を出す場所がない人や出し忘れた人は利用ください。

	鶴島公民館<新モデル>	市役所	
回収日時	11月14日(火) 午前10時~午後2時 (毎月第2火曜日)	11月6日側、14日似、24日金 午後1時〜4時 (毎月4のつく日・土日祝の場合は翌平日)	
回収場所	鶴島公民館(鶴島小学校校門近く)	市役所裏(A棟入口)	
回収する古紙	新聞、ダンボール、紙パック(牛乳パックなど)、雑誌・雑がみ		

【問合先】生活環境課リサイクル推進係☎内線2272

の古紙・飲料用空き缶・乾電池回収

【宇和島】古紙・缶・乾電池の回収 午前8時30分まで (雨の場合、古紙回収は中止)

雨天で古紙回収中止の場合、自治会長からの依頼により、後日臨時回収(古紙のみ)を行うことができます。

伊吹町北2区、泉町2、祝森上(柿の木(上・下)・祝の川) ▶古紙・乾電池のみ=天神町(東)・(南)、錦町、下波校区(神崎・柿之浦・東・結出・西・島津)	6日(第1月)
夏目町3、新田町2、別当1・5、保手1~5、坂下津2区・3区、丸之内2 ▶古紙・乾電池のみ=本町追手2(裡町)、鶴島町(西)・(中)、御幸町1・2、丸之内4	7日(第1火)
明倫町 4・5、本町追手 2 (本町)、丸之内 3、寿町 1・2、朝日町 1・3、弁天町 1・3	1日(第1水)
大浦1·2区、朝日町4、別当公務員住宅、中央町1(東)、元結掛1、石応 ▶古紙・乾電池のみ=伊吹町西1区、御殿町、京町	2 日 (第1木)
○14日火 = 和霊東町 1・3、伊吹町北 1(第 2) ▶古紙・乾電池のみ = 和霊元町 3、北宇和島町	※振替回収
下高串、奥高串、上光満、明倫町2·3、別当県営第1団地、青葉台団地、夏目ヶ市(上) 団地、長堀1~3、宮下、宮下団地 ▶ 古紙・乾電池のみ =戎山	13日 (第2月)
野川2~4区、祝森上(草木団地・下)、祝森中(福来・阿瀬部)、保田 ▶古紙・乾電池のみ=祝森団地、鹿田団地	14日 (第2火)
愛宕町1~3、宇和津町1~3、賀古町1・2、笹町1・2、妙典寺前1・2区、本川内 ▶古紙・乾電池のみ=別当2・6、新屋敷	8日(第2水)
妙典寺前3~5区、神田川原1・3区、恵美須町2、桜町、蒋淵校区(大島を除く)	9日(第2木)
大浦3区、赤松、住吉町3区、須賀通	10日 (第2金)
丸之内5、和霊町西2区、並松1、並松、新田町1、山際1、竹園団地、中沢町1 ▶古紙・乾電池のみ=和霊中町2、寄松上・下、新田町4	20日 (第3月)
柿原1区、丸穂町3・4、新町1(南)、中央町2(丸之内)、大宮町1(西)・2(上)、和霊元町2(2区)、本町追手2(北町) ▶古紙・乾電池のみ=中央町2(裡町)	21日 (第3火)
泉町 1 (西)・3・4 、和霊中町 1 、県営明倫団地、伊吹町東 2 ~ 4 区 ▶古紙・乾電池のみ=狩津	15日 (第3水)
丸穂町1(東)・(西)、遊子校区(明越、矢の浦、小矢の浦、甘崎)	16日 (第3木)
朝日町2、柿原2区・3区、佐伯町1、本村	17日 (第3金)
和霊元町2(1区)、和霊元町4、和霊中町3、船隠 ▶古紙・乾電池のみ=堀端町、九島校区(蛤1・2区、百之浦、本九島1・2区)	27日 (第4月)
住吉町1・2、築地町1・2、藤江1・2区 ▶古紙・乾電池のみ=平浦、大小浜、坂下津1区	28日 (第4火)
夏目町2、夏目ヶ市、桝形町1、遊子校区(番匠、魚泊、水荷浦、津の浦)、白浜	22日 (第4水)
○22日(水)=和霊町西1区、和霊元町1(1区)、伊吹町北1区(第1)、薬師谷団地、江の組、日の組、家藤、中組、徳の森	※振替回収
▶古紙・乾電池のみ=祝森下(鷹の子・石丸・成川)、○20日(月)=三浦地区(天満・安米・大内)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
大超寺奥1・2区、佐伯町2、本町追手1、大宮町1(東)・2(新)、御徒町	24日 (第4金)
戸島、嘉島、日振島	29日 (第5水)

【吉田・三間・津島】古紙の回収 午前8時30分まで (雨の場合は中止)

吉田橋上	9日(第2木)
吉田橋下	16日 (第3木)
立間	2日(第1木)
玉津	2日(第1木)
奥南	30日 (第5木)

是能、コスモスタウン、曽根、成家、則、大藤	6日(第1月)
黒井地、戸雁	7日(第1火)
宮野下町・村、北増穂	1日(第1水)
小沢川、川之内、迫目、務田	8日(第2水)
元宗、増田、土居中、中野中、波岡、田川、金銅	20日 (第3月)
土居垣内、古藤田、大内、是延、兼近、三間中間、黒川、音地	21日 (第3火)

岩松	14日 (第2火)
清満	21日 (第3火)
御槇・上槇	28日 (第4火)
畑地(上槇を除く)	13日 (第2月)
下灘・南部	20日 (第3月)
北灘(南部を除く)	27日 (第4月)
竹ヶ島	10日 (第2金)

【校区回収】古紙・乾電池の回収(雨の場合、古紙回収は中止)

城東中学校区	広小路、元結掛2、山際2、新田町1、別当県営第1団地、薬師谷、寄松中、 寄松下、川内 ▶乾電池のみ=堀端町、御殿町、宮下団地	14日 (第2火) 24日 (第4金)	正午まで ※11月〜変更。
城南中学校区	南中学校区 桝形町3(1・2区)、丸之内1、中央町1(中)、新町1(東)、恵美須町1、鶴島町(中)、 大宮町3(第2) ▶乾電池のみ=丸之内2、本町追手2(北)、和霊元町1(2区)、和霊元町4		正午まで
城北中学校区	伊吹町東1区、和霊町北通、北宇和島町 ▶乾電池のみ =和霊東町2・3	10日 (第2金) 28日 (第4火)	正午まで

※回収場所がわからない場合は、生活環境課へお問い合わせください。

※古紙は「新聞」「ダンボール」「紙パック(牛乳パックなど)」「雑誌・雑がみ」の4分類です。

ひもで十文字にしばって出してください。